

### 3. 先行事例とサービス創出のプロセス

「1. 制度選択のヒント」「2. しくみづくりのヒント」を重ね合わせると、どのようなサービスが創出されるのかをイメージしていただくために、先行事例をご紹介します。

#### (1) 先行事例

##### 1) 総合事業で移動・外出支援を実施済み（予定）の市町村

ヒアリング調査において、2017（H29）年4月までに訪問型サービスD等の移動・外出支援を実施済みまたは実施予定とわかった9市町村と、セミナーで紹介した2市です。ヒアリング調査以降にしくみが確定または変更された地域については、2017（H29）年3月末の情報を記載しています。

【自治体名】①宮城県岩沼市、②茨城県神栖市、③茨城県取手市、④栃木県高根沢町、  
⑤埼玉県和光市、⑥千葉県松戸市、⑦神奈川県秦野市、⑧滋賀県米原市、  
⑨奈良県黒滝村、⑩島根県美郷町、⑪鹿児島県さつま町

##### 2) そのほか仕組み等が参考になる市町村

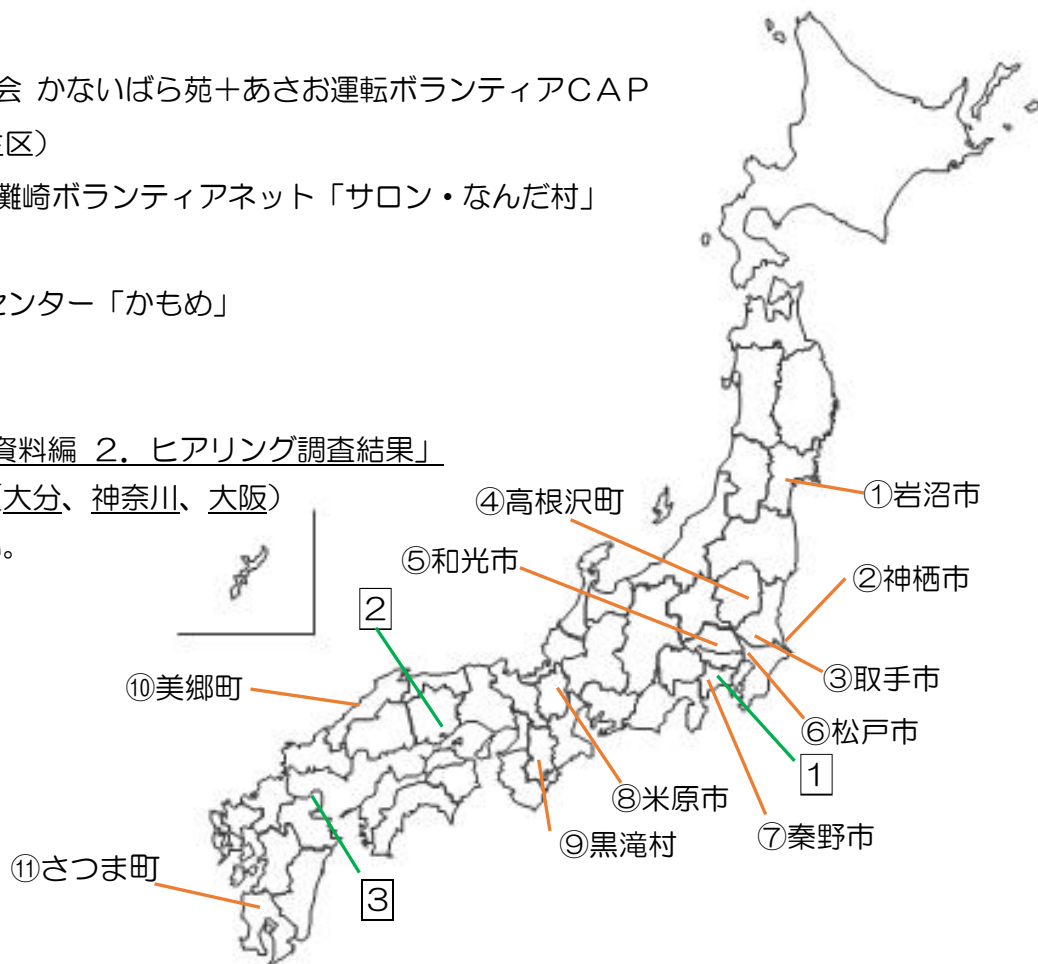
総合事業を活用していないものの、その創出プロセスやしくみ等において、活用が適していると考えられる移動・外出支援の事例です。

##### 【実施主体名】

- ①社会福祉法人 一廣会 かないばら苑+あさお運転ボランティアCAP  
（神奈川県川崎市麻生区）
- ②NPO法人 ホッと灘崎ボランティアネット「サロン・なんだ村」  
（岡山県岡山市南区）
- ③くらしのサポートセンター「かもめ」  
（大分県国東市）

※詳細については「VI 資料編 2. ヒアリング調査結果」

またはセミナー3会場（大分、神奈川、大阪）  
の資料をご参照ください。



(2) 先行事例のヒアリング調査対象市町村の取り組み概要

総合事業の類型 道路運送法の類型	訪問型サービスB	訪問型サービスDのケース1)	訪問型サービスDのケース2)	一般介護予防事業	その他
1.(1) 行為に対する任意の謝礼					
1.(2) 金銭換算が困難な財物等					
1.(3)ガソリン代実費や高速料金・駐車場料金のみ		<a href="#">米原市</a>		<a href="#">神栖市</a> <a href="#">高根沢町</a>	
1.(4)① 市区町村が公費で負担し利用者が対価を負担しない場合					
1.(4)② サロン等への送迎（自家輸送）			<a href="#">秦野市</a>	<a href="#">かもめ</a>	<a href="#">かないばら苑</a> <a href="#">なんだ村</a> <a href="#">岩沼市</a>
1.(4)③ 介護・家事身辺援助等サービスとの一体型	<a href="#">松戸市</a>	<a href="#">黒滝村</a>			
1.(4)④ 利用者の所有する車両を使用する場合					
2、登録 福祉有償運送または公共交通空白地有償運送		<a href="#">取手市</a> <a href="#">美郷町</a>	<a href="#">和光市</a>		
3、許可 ①福祉輸送事業限定許可および②4条ぶら下がり許可		<a href="#">さつま町</a>			

※道路運送法上の類型は、「Ⅲ－3 道路運送法と移動・外出支援」を参照。「1」は道路運送法上の登録不要の活動を指す。

※「一般介護予防事業」に区分した事例の中には、通いの場への移動・外出支援のみを行うケースと、通いの場の運営と移動・外出支援を同一主体が行う場合とがある。

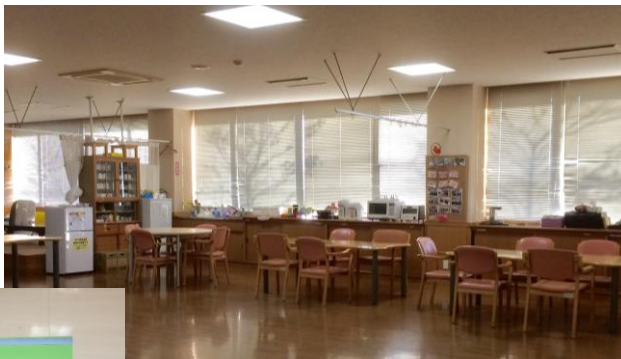
## ①宮城県岩沼市

人口	44,313 人/2016 年 (H28) 6 月 1 日現在
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス
総合事業に基づくサービス類型	一般介護予防事業の通いの場 (送迎部分のみ委託) (平成 29 年度から通所型サービス A 予定)
道路運送法上の類型	登録不要 (事業会場送迎/シルバー人材センター)、4 条許可/タクシー
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容	・ 事業対象者を対象として、スーパーの一角で行う通所サービスへの送迎を委託実施。通所サービスでは、買い物ができる。 (一般介護予防事業の一部として開始し、その後、通所 A に変更した)
実施開始時期	・ 2016 (H28) 年 1 月に「お買い物ミニデイ事業」を開始 ・ 同年 10 月に総合事業 (一般介護予防事業) に移行 ・ 2017 (H29) 年度から通所型サービス A で実施。
実施主体	送迎は、 <a href="#">シルバー人材センター</a> とタクシー事業者に委託 事業は「健生株式会社」に委託。
特徴	・ 居場所+買い物+送迎という組み合わせが、交通不便な地区の住民ニーズにマッチしている。 ・ シルバー人材センターは、日産自動車から市が無料貸与されている電気自動車 (ワゴンタイプ) を使用 ・ 利用者・参加人数…65 歳以上の虚弱な高齢者 (要支援 1・2 相当)。15 名程度。2 コース ・ 実施場所…市内商業施設 (フーズガーデン玉浦食彩館、ヨークベニマル岩沼店)。スーパーの一角を使用。一日の流れは、10:30~受付・血圧測定、10:45~レク・健康体操、11:30~お買物・昼食、13:10~血圧測定・体操、13:30 お帰り ・ 利用料…400 円+昼食代
キーワード:	
★買い物支援と引きこもり防止	
★団体・事業者への委託	
関係資料	・ <a href="#">総合事業・生活支援体制整備事業の取組事例発表会</a> (東北厚生局) 資料 ・ <a href="#">広報いわぬま 2016.10 月号</a> (抜粋)

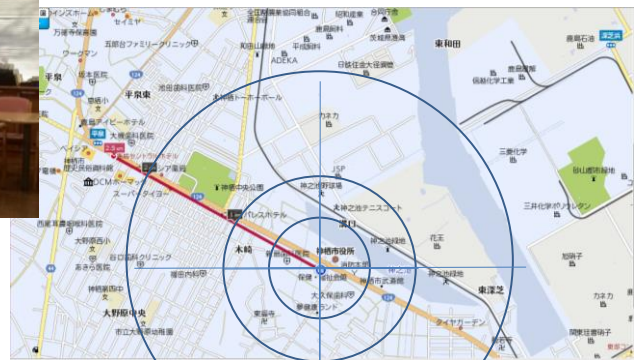


## ②茨城県神栖市

人口	94,747人／2016年（H19）6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	デマンド交通、高齢者向けバス・タクシー券、登録不要の活動
総合事業に基づくサービス類型	一般介護予防事業の通いの場（送迎部分のみ補助）
道路運送法上の類型	登録不要（ガソリン代実費）
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域を基本とし、2か所（神栖地区、波崎地区）での居場所事業参加者の送迎。両2台による自宅からの送迎（複数乗車）で、利用者負担はガソリン代実費。</li> <li>・神栖市介護予防事業ボランティア活動団体活動費補助金交付要項に基づく補助あり。補助はリース代、通信費、保険料、事務経費の一部。</li> </ul>
実施開始時期	2015（H27年）9月に活動開始。2017（H29）年1月から一般介護予防事業になった
実施主体	<a href="#">「NPO法人シニアネットワークかみす」</a>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、地域包括ケアシステム構築の一環で「高齢者の居場所づくり事業」に取り組んで来たが、居場所への移動手段がない高齢者がいた。相談員（のちに第1層生活支援コーディネーター）採用後、2014（H26）年に市が広報誌で運転ボランティア勉強会を呼びかけた結果、定年退職後の男性など25人が集まった。</li> <li>・移動サービス団体のネットワーク組織である「茨城福祉移動サービス団体連絡会（茨移連）」に相談しながら、勉強会を開催したほか、相談員と市職員が、しくみづくりの調整や法人格取得の準備を支援し、NPO法人を設立した。</li> </ul>
キーワード：	
★第1層生活支援コーディネーター	
★住民主体の活動を育てる	



### 送迎利用者の固有距離の試算イメージ



□ 距離ナビを使用し、直線距離(自宅⇔居場所)で個人別固有距離を試算する  
概略の距離差 = 直線距離 + 1km = 実際の走行距離



## 神栖市続き

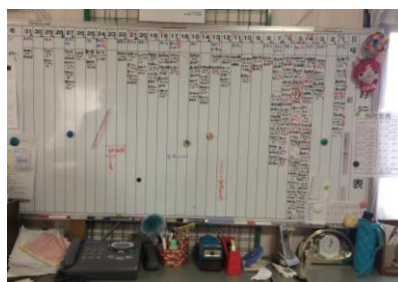
2014年6月	高齢者居場所づくり事業開始	神栖市が市内2か所で開所（各週3日開所）
8月	相談員として市が嘱託職員を採用	居場所のイベント企画運営や NPO 立ち上げをサポート
12月	第1回 運転ボラ勉強会	介護保険と移動サービスに関する制度とNPO実践事例（地域住民が参加）
2015年2月	NPO法人設立の事前相談	車両を市でリースすると市職員しか運転できないため、法人格がリース契約する必要があるNPO法人格を取得することに。
2月	第2回 運転ボラ勉強会	（運転ボランティア募集に向けて）介護保険制度、助け合い、市の現状
3月	第3回 運転ボラ勉強会	NPO立ち上げスケジュール、認証申請書作成
3月	地域づくり協力員勉強会	運転ボランティア募集に向けて（テーマ：居場所事業、運転ボランティア、NPOとは）
3月	対価や補助金設定等を関係省庁と調整	設立申請書、定款内容などを固め、並行して無償運送のしくみづくり
4月	運転者講習会、NPO法人設立総会	安全運転講習会、及び法人設立総会（その後認証申請）
5月	しくみと組織づくり	登記準備、運行や運営のルールづくり、会員募集
7月	NPO法人設立認証	7月6日受領、7月10日登記完了（NPO 設立日）
9月	活動開始	神栖市長等出席で運行開始式典実施（メディア取材もあり）。送迎サービス開始。介護予防事業の補助金交付も開始。
2016年5月	サロンから買い物支援を開始	NPO の利用会員で買い物に不自由な方、週1回居場所の昼休みに1往復（4人）
2017年1月	市が新総合事業に移行	居場所は一般介護予防事業の通いの場になり、送迎もその一部として補助を受けることに。現在は、臨海工業地域でもあり、定年退職者に活動への社会参加を呼び掛けている。
関連資料	<a href="#">【確定版】地域包括ケアシステム情報支援事業.pdf「茨城県神栖市の取り組み」</a> <a href="#">「移動支援（運転）ボランティア」開始までの運用課題とスケジュール</a> <a href="#">神栖市介護予防事業ボランティア活動団体活動費に関する協定書</a>	

### ③茨城県取手市

人口	106,172人/2016年（H28）6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス、福祉有償運送、高齢者向けタクシー利用券
総合事業に基づくサービス類型	訪問D
道路運送法上の類型	福祉有償運送
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送をそのまま補助対象にした。事業対象者に対する福祉有償運送。</li> <li>・「NPO 法人 活きる」の場合、利用者負担は、5km 以内一律 700 円で以降 300 円/2km。福祉車両 3 台と車両は持ち込み車両 9 台。担い手は有償ボランティア。</li> </ul>
実施開始時期	2017（H29）年 4 月から実施予定
実施主体	<a href="#">「NPO 法人活きる」</a>
特徴  キーワード： ★既存の活動団体へのはたらきかけ ★サービスメニューを増やして移行を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 層、第 2 層協議体の協議に先駆けて「事業対象者」が利用できるサービスメニューを増やす必要があるという考えに立ち、既存の活動団体への説明や打診を行った。</li> <li>・訪問 D については福祉有償運送団体に打診した。市内の福祉有償運送団体 3 団体のうち、2 団体は運転者不足で辞退し、「NPO 法人 活きる」のみが手を挙げた。</li> <li>・福祉有償運送の利用者に基本チェックリスト該当者を加えることで、訪問Dとした。</li> <li>・市は、従前から住民税非課税者に対し、移動サービスの利用料補助を行っており、利用券交付と団体の補助を実施してきたため（一般財源）、福祉有償運送の利用者は、上記の負担額が軽減されている（月 4 枚×700 円）。訪問Dの補助はこれと重ならない範囲の事務所の賃借料等間接経費の一部のみとした。</li> </ul>
関係資料	<a href="#">取手市高齢者等移送サービス及びタクシー利用料金助成事業実施要綱</a> <a href="#">取手市ヒアリング資料</a> 、 <a href="#">「NPO 法人 活きる」資料</a>



高齢福祉課の寺崎さん（前）、小笠原さん（左後）、「活きる」の宮脇さん（右後）



「NPO法人 活きる」の事務所

④栃木県高根沢町

人口	29,540 人／2016 年（H28）6 月 1 日現在推計値
交通弱者向け交通状況	デマンド交通、福祉有償運送
総合事業に基づくサービス類型	一般介護予防事業の一部
道路運送法上の類型	ガソリン代を徴収
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業の通いの場（A I）への送迎を通所の実施主体が行っている。</li> <li>・実施主体の一つである「NPO 法人 グループたすけあいエプロン」の場合、通いの場の利用料金は、75 歳以上の人＋事業対象者 2（独自類型）以上の人が無料で、それ以下の方は、食事代 620 円と講習参加費 300 円を徴収する（講習がある時だけ）。</li> <li>・送迎は、ガソリン代実費として 100 円と設定。</li> </ul>
実施開始時期	2017（H29）年 2 月
実施主体	福祉有償運送団体を含む一般介護予防事業の実施主体 2 法人→3 法人
特徴 ★既存の移動手段の隙間を埋める送迎を検討 ★通いの場の機能を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出庫時刻だけが固定されているフルデマンドタクシー「たんたん号」を、高齢者を中心に年間 46,000 人が利用している。「たんたん号」によって事業対象者の通院や買い物は充足されているという分析に基づいて検討を進め、訪問 D は通いの場への送迎する場合に絞ることとした。</li> <li>・通いの場は、当初は通所 B を予定していたが、共生型の居場所を目指すため一般介護予防事業の A I（独自類型）に変更し、2017（H29）年 2 月から、2 法人が実施を開始している。</li> </ul>
関係資料	「 <u>新地域支援事業への生活支援体制</u> 」



[NPO 法人 グループたすけあいエプロンの花の丘](#)  
(実施主体の一つ)



## ⑤埼玉県和光市

人口	81,148人／2016年（H28）6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス
総合事業に基づくサービス類型	訪問D
道路運送法上の類型	福祉有償運送等
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所C（市内数力所）への送迎。</li> <li>・市町村特別給付の送迎と同様に、要綱による事業者指定を行っている。1時間まで6,000円で1カ月の利用上限額は35,000円／月。利用者負担はこの1割～2割。</li> </ul>
実施開始時期	2015（H27年）4月
実施主体	福祉有償運送団体等10団体が事業者指定を受けて実施
特徴  キーワード： ★市町村特別給付 ★外出は自立支援の一步	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和光市は「在宅生活の継続」を目指し、送迎も自立支援の手段として市町村特別給付である「和光市高齢者地域送迎サービス費助成事業」に位置付けて実施してきた。これは原則として要介護2以上の人が、通院や保健福祉施設等への通所に利用できる（1カ月の利用上限額40,500円）。</li> <li>・これにより、要介護者は市町村特別給付を利用でき、歩ける人は路線バスや市内循環バスを利用できるという状況ができていた。また、公共交通機関を使用するために、ケアプランに乗降練習を位置づける等自立支援を積極的に行っている。</li> <li>・加えて、要支援者は2006年（H18年）から実施していた2次予防事業の通所サービスに、市町村特別給付の送迎を利用して通うことができたので、総合事業への移行と同時に、通所C+訪問Dとして実施する形に移行した。</li> </ul>
関係資料	<a href="#">「和光市高齢者地域送迎サービス費助成要綱</a> <a href="#">第6期和光市介護保険事業計画</a>



長寿あんしん課の堀江さん（左）、保健福祉部の東内部長（右）



⑥千葉県松戸市

人口	485,858人／2016年（H28）6月1日現在
交通弱者向け交通状況	福祉有償運送、独自の外出支援
総合事業に基づくサービス類型	訪問B（オプションで訪問D）
道路運送法上の類型	登録不要（介護・家事身辺援助等サービスとの一体型）
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な生活支援を実施している法人が、「付添支援」（訪問D）を含む訪問B（介護保険以外の生活上の困りごとの支援）を実施する。</li> <li>・ これに対し、実施時間数に応じた7段階の運営費補助が出るほか、「付添支援」には開設時補助が出る。</li> <li>・ 利用者負担は、実施主体ごとに設定が可能。「付添支援」を実施している「ふれあいネットまつど」は1時間800円。車両は運転者の持ち込み車両。</li> </ul>
実施開始時期	2016（H28）年3月
実施主体	NPO法人、市社協、シルバー人材センターの3団体が実施。オプションの「付添支援」は「 <a href="#">NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまつど</a> 」のみが実施
特徴  キーワード： ★総合事業を一体的に推進するしくみ ★スタートはモデル事業から ★NPOの先駆的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記3団体と市が半年間協議を重ね、モデル事業の企画を練った。</li> <li>・ そのうち「NPO法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど」が福祉有償運送や「ふれあいサービス」（登録不要の活動）を行っていたため、訪問Dについても検討した。</li> <li>・ 家事支援等の互助活動を行っている小規模な団体が参入できるよう、訪問Bの中で登録不要の活動として訪問Dを実施することとした。</li> <li>・ その他、利用者が色々なサービスを一つの窓口に応し込めば利用できるよう、訪問A・B（訪問D）の両方を実施する事業所に補助を加算したり、高齢者の活躍を促進する「元気応援キャンペーン」を実施するなど、総合事業を一体的に推進している。</li> </ul>
関係資料	<p><a href="#">松戸市公式サイト「介護予防・日常生活支援総合事業」</a></p> <p><a href="#">松戸市訪問型困りごとサービスの人員及び運営に関する基準を定める要綱</a></p> <p><a href="#">「多様な主体による、多様な生活支援」（セミナー資料）</a></p> <p><a href="#">松戸市の事例とふれあいネットまつどの取り組み（セミナー資料）</a></p>



「ふれあいネットまつど」は生活支援のほか介護予防のサロンや、人材育成研修も実施

## ⑦神奈川県秦野市

人口	166,879人／2016（H28）年6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス、デマンド交通、福祉有償運送、独自の外出支援
総合事業に基づくサービス類型	訪問D
道路運送法上の類型	登録不要（サロン送迎）
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内1カ所のサロン（運営は住民グループが日替わり）を通所Bとし、サロンへの送迎を訪問Dとした。補助はコーディネーター人件費のほか、法人所有車両の使用回数分に応じた車両維持費等で、この代わりに公用車も使用可能。NPO法人は1台の車両で週3回、社会福祉法人は車両2台で週4回の送迎を実施。複数人を乗せて、自宅ーサロンを送迎。送迎の利用料は無料。</li> </ul>
実施開始時期	2016（H28）年2月
実施主体の名称や数	福祉有償運送を行っているNPO法人1団体と、通所介護を行っている社会福祉法人（特養）1団体。後者は道路運送法上の許可や登録は受けていない。
特徴  キーワード： ★資源活用のための柔軟な発想と工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在ある「力」を発展させ、最小の経費で最大の効果を上げるというモットーで各種の施策づくりが行われている。</li> <li>・週4日開所しているサロンがあったが、要介護認定者が増えて利用者が減少していた。シルバー人材センターや交通事業者への送迎委託が難しくなったため、下記の2団体に補助することで訪問Dを実施することとした。その結果、サロンの利用者はV字回復した。</li> <li>・全国で最も早く訪問Dに取り組んだ市町村。今後は訪問Dのケース1についても検討していく見通し。</li> </ul>
関係資料	<a href="#">秦野市訪問型移動支援サービスと住民主体型通所サービスの取組（セミナー資料）</a> <a href="#">秦野市訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱</a>



## ⑧滋賀県米原市

人口	39,821 人／2016 年（H28）6 月 1 日現在推計値
交通弱者向け交通状況	デマンド交通、高齢者・障がい者向けバス・乗り合いタクシー乗車券購入費助成制度
総合事業に基づくサービス類型	訪問 B+D
道路運送法上の類型	登録不要（ガソリン代実費）
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカーボランティアによる通院、買い物等への送迎。</li> <li>・訪問 B（地域訪問型サービス）と訪問 D（地域寄り添いサービス）の補助事業があり、B は D とセットで実施することとされている。</li> <li>・補助額は『利用者一人につき乗車前・乗車介助または降車・降車後介助 1 回当たり 250 円』。利用者負担は団体によって独自の料金設定。3 団体とも登録を要しない形態で運行を行っている。</li> </ul>
実施開始時期	2016（H28）年 10 月開始
実施主体	住民主体のお茶の間創造事業実施団体のうち 3 か所（増える予定）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現市長が、2013（H25）年度から市長の給与を 3 割カットし「地域お茶の間創造事業」の財源に充てたという経緯がある。この事業は、総合事業のサービスを先駆けて取り組んできたともいえる事業で、それを発展・転換させた事例。</li> <li>・75 歳以上の高齢者にニーズの聞き取り調査を行った中で、自分たちの地域にどんなサービスがあれば利用したいかを調査した結果、送迎というニーズが見えてきた。</li> <li>・2013（H25）年から実施している地域お茶の間創造事業の実施主体が移動支援の必要性を認識しており、実施主体の候補になった。</li> </ul>
キーワード： ★市単独事業の発展的な転換 ★住民主体の先駆的な活動	
関係資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">米原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</a></li> <li>・ <a href="#">米原市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱</a></li> <li>・ <a href="#">米原市介護予防・生活支援サービス事業について（セミナー資料）</a></li> <li>・ <a href="#">移動支援の取り組み／大野木長寿村まちづくり会社（セミナー資料）</a></li> </ul>



[大野木長寿村まちづくり会社（実施主体の一つ）](#)

## ⑨奈良県黒滝村

人口	741人/2016年（H28）6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス、高齢者向けバス・タクシー券
総合事業に基づくサービス類型	訪問D
道路運送法上の類型	登録不要（家事・身辺援助等の一体型）
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者に対する村内の買い物通院等の送迎。</li> <li>・従事者は、障害者の移動支援事業も行っており、全員介護資格のある社協職員。1回あたりの単価があり、要支援1は1日30分以内で800円、要支援2は1日1時間以内で1,500円という設定。利用者負担はこのうちの1割ないし2割を支払う。</li> </ul>
実施開始時期	2017（H29）年4月開始予定
実施主体	黒滝村社会福祉協議会が事業者指定を受けて実施
特徴  キーワード： ★高齢化率48.2%の中山間地 ★社協が唯一の福祉拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカーが利用できないと在宅生活が維持できない人口750人の村であり、担い手不足も顕著なことから、社会福祉協議会が「指定」事業者となり、その職員が村内各所への送迎及び付き添いを行うこととした。要支援者の引きこもりを防止し、通院や買い物も支援することをめざしている。</li> <li>・村内しか利用できないため乗車時間は最大でも10分であり、送迎は付随的で、付き添いや介助が中心となるため「登録不要の活動」で、「家事・身辺援助等のサービスとの一体型」となっている。公共交通空白地有償運送を検討した時期があったが、バス路線との関係で実施に至らなかったという経緯がある。今後、村外に出るサービスを実施する際は、改めて有償運送の登録を検討する予定。</li> </ul>
関係資料	<a href="#">黒滝村について（セミナー資料）</a> <a href="#">黒滝村社会福祉協議会の取り組み（セミナー資料）</a>



## ⑩島根県美郷町

人口	5,013人/2016年(H28)6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送、高齢者向けバス・タクシー券
総合事業に基づくサービス類型	訪問B+D
道路運送法上の類型	公共交通空白地有償運送+福祉有償運送
総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問Dと訪問Bをセットで実施する団体に、対して補助を実施。</li> <li>・訪問Dは、登録車両による事業対象者への通院・買い物等の送迎。訪問Bは、家事支援等の生活支援。</li> <li>・訪問Dの利用料は約50円/km(運送の対価)、車両は3台。担い手は有償ボランティア。訪問Bの利用料は1時間1,000円。</li> </ul>
実施開始時期	2017(H29)年4月開始予定
実施主体	公共交通空白地と福祉有償運送を実施している「 <u>NPO法人 別府安心ネット</u> 」
特徴  キーワード ★各種補助事業の活用 ★町とNPOの協働  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率と独居率が高く、自治会の機能低下が顕著である。</li> <li>・「別府安心ネット」は、島根県が提案した「自治会等輸送事業(車両等の提供を受け住民がガソリン代のみで送迎実施)」をきっかけに発足した団体である。維持継続が課題となり、有償運送の登録をした。公共交通空白地有償運送は、バスとの関係で運送の区域が町内に制限されたため、追加で福祉有償運送も登録、実施している。生活支援も実施しており、ニーズへの対応力がある。</li> <li>・介護予防事業の一環でサロンが各地域にあり、送迎は実施主体が自ら行っているため、町は、通院や買い物の移動支援を、訪問Bと合わせた形の訪問Dとして、活動への助成を実施することとした。</li> </ul>
関係資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">美郷町訪問型サービスB及びD(住民主体による生活支援事業)実施要綱</a></li> <li>・<a href="#">美郷町総合事業助成金交付要綱</a></li> <li>・<a href="#">美郷町軽度生活支援サービス事業(チャリ)</a></li> <li>・<a href="#">NPO法人 別府安心ネットの取り組みと行政の関わり(セミナー資料)</a></li> </ul>

## ⑪鹿児島県さつま町

人口	22,027人／2016年（H28）6月1日現在推計値
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス、福祉有償運送
総合事業に基づくサービス類型	訪問D
道路運送法上の類型	4条ぶら下がり
新しい総合事業を活用した移動・外出支援の事業内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所者実施型」の訪問Dとして、4条ぶら下がり事業者が許可車両を使用し、事業対象者の通院・買い物送迎を実施する。</li> <li>・町内の日常生活に欠かせない、通院・買い物・金融機関など、判定会議で利用者や内容を決定する。</li> <li>・利用料金は介護運賃＝1回30分510円。車両は5台。法人職員が従事。</li> </ul> <p>＊「住民主体型」の訪問Dはサロンへの送迎の方向で準備中。</p>
実施開始時期	2016（H28）年10月開始
実施主体	「 <a href="#">社会福祉法人クオラ</a> 」
特徴  キーワード： ★通院等乗降介助をイメージ ★4条ぶら下がり許可への補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地で公共交通機関では通院や買い物に行けない高齢者が多く、「通院等乗降介助」を利用するために要介護認定を申請する人も多い地域。</li> <li>・町は、事業対象者もドア・ツー・ドアの移動支援で外出を促したい、安全管理や運転技術の面からプロが担い手になるのが望ましいと考えていたところ、「クオラ」から実施の申し出があった。</li> <li>・ぶら下がり許可車両によるサービス提供にはケアプランが必要となるため、判定会議を経て地域包括支援センターがケアマネジメントを行うことで運輸支局（許可権者）の了承を得た。</li> <li>・空き車両の活用で、事業の継続をサポートすることも意識しながら補助金を組み立てた。</li> </ul>
関係資料	<a href="#">さつま町・総合事業D型の取り組み（セミナー資料）</a> <a href="#">訪問型サービスDの取り組み（セミナー資料）</a>



1 社会福祉法人一廣会 かないばら苑、あさお運転ボランティア CAP

(神奈川県川崎市麻生区)

人口	176,117人(麻生区のみ/2016年(H28)6月1日現在)
交通弱者向け交通状況	福祉有償運送、高齢者向けバス・タクシー券、障害者向けの外出支援関係サービス(通学支援の個別送迎含む)
道路運送法上の類型	登録不要(サロン等への送迎(自家輸送))
しくみとサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅からサロンの会場へ乗合で送迎</li> <li>・運転手は、地域の運転ボランティア10名</li> <li>・車両は、かないばら苑の所有車1~2台(車いすワゴン又はミニバン型)</li> <li>・原則、自宅からサロン会場へ送迎で、途中下車も時々あり。複数名が乗り合う。</li> <li>・運転者は苑の安全運転管理者が実施した安全運転テストで合格した人。最低1台に2名が乗車。片平の場合は、施設に待機者1名。</li> <li>・送迎先:片平おしゃべり会/高齢者対象/自由参加のサロン ももとせの会/高齢者対象/運営ボラがまとめ役 サロン・ド・それいゆ/障がい者 法人職員がまとめ役</li> </ul>
実施開始時期	2010(H22)年12月
特徴  キーワード: ★社会福祉法人の地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域ネットワークをテーマとした川崎市麻生区の協働事業から「人とサロンをつなぐ移送推進協議会」が発足。その協議を経て、協議会メンバーが中心となって「あさお運転ボランティアCAP」が生まれた。</li> <li>・かないばら苑は、この間、一貫して事務局を担い、車両提供、人材育成、送迎先のサロンとの調整などを担当している。施設が車両を貸し出すだけでなく、地域住民と協働でサービスを創出したということで注目が集まっている。</li> </ul>



利用者みなさんからの寄付であさお運転ボランティアCAPとして、お揃いのベストと帽子を15着作りました。

借りた車両の返却。車庫入れは慎重に！車両はデイの合間に活用します

家の前やアパートの駐車場で待ち合わせ。出欠はサロンが前日までに連絡をくれます



**2** NPO 法人 ホット灘崎ボランティアネット「サロン・なんだ村」（岡山県岡山市南区）

人口	170,621 人（南区のみ／2016 年（H28）6 月 1 日現在）
交通弱者向け交通状況	コミュニティバス、デマンド交通（南区の一部エリア）、福祉有償運送
道路運送法上の類型	登録不要（サロン等への送迎（自家輸送））
しくみとサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO 法人の事業は次の4つ。①障害者福祉施設「さつき園」運営事業、②「サロン・なんだ村」（週 4 日）、③「サロン・なんだ村」利用者の送迎サービス事業、④ボランティアネットワーク事業。</li> <li>・ ②はサロン送迎（無料）で、③はサロン利用と併せて買い物等に連れ出す事業（概ね 6km 以内に限定して実施）</li> <li>・ サロン利用料（送迎もセット）：／1 日 400 円</li> <li>・ ボランティアは、活動することで地域通貨「ボラン」受け取ることができ、それを 1 円の価値として「なんだ村」で使うことができる。</li> </ul>
実施開始時期	2006（H18）年に福祉有償運送を開始したが、2015 年（H27）年に福祉有償運送を廃止し、あらたに近隣の送迎サービスを開始。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ホット灘崎ふれあい祭り」の実行委員の有志が、岡山市と灘崎町の合併後に、わが町の福祉を守りたいと 2006（H18）年に「ホット灘崎ボランティアネット」を設立。情報誌を隔月発行するとともに NPO 法人化した。</li> <li>・ 翌 2007（H19）年、かねてからの課題だった送迎サービスを開始するため福祉有償運送の登録を受けた。法人の拠点で「サロン・なんだ村」をオープンし、並行実施していたが、福祉有償運送は人手不足のため 2015（H27）年 3 月に登録を廃止した。</li> <li>・ 登録廃止後も、サロンへの送迎や移動・外出支援は欠かせないため、車両も運転者も継続してサービスを行っている。</li> </ul>
関係資料	<a href="#">なんだ村ガイドブック</a>



理事長の八田和明さん

【なんだ村】 電話 362-2519      【平成 28 年 9 月カレンダー】

日	月	火	水	木	金	土
				1 特製ランチ お茶を楽しむ会	2 手打そば なんだセット	3
4	5 特製ランチ 詩吟 山本誠次先生 ちぎり絵	6	7 冷 麺 買い物デー	8 特製ランチ	9 なんだセット	10
11	12 なんだセット 詩吟 山本誠次先生 ちぎり絵	13	14 ソーメン 歌声喫茶	15 特製ランチ お茶を楽しむ会	16 手打そば 買い物デー	17
18	19 敬老の日	20	21 冷 麺 太極拳	22 秋分の日	23 なんだセット	24
25	26 なんだセット 詩吟 山本誠次先生 ちぎり絵	27	28 ソーメン	29 特製ランチ	30 手打そば	

p.67





国東市続き

①年月	②実施事項	③内容と結果
2016年1月	地域説明	地域と行政、社協による地域づくりのきっかけとなった。
3月	先進地視察、生活支援講演会開催	地域住民による支え合いのしくみづくりを学んだ。講演会には地区内人口の1割が参加。
4月	地域支え合い推進員を公民館に配置	行政や社協の本気度が住民に伝わった。
	くらしを考える会設立	上記参加者有志7人で発足。勉強会の内容検討、参加チラシ作成・配布、声かけ等を担当
5月～6月	地域勉強会（計7回）	「考える会」で実施（計15時間）テーマは支え合い・居場所・移動支援・食事
7月～9月	全戸訪問ニーズ調査	考える会メンバーや協力者による全戸聞き取り訪問。1世帯約1時間。困りごととできることの両方を尋ねる内容。 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block; color: purple;">両方の結果を重ねあわせて、居場所づくりにたどりついた</div>
8月	実践NPO視察	福祉の拠点的な活動を展開している県内のNPO法人を視察し、法人化検討、自主財源の確保策、拠点整備費用の助成金等を調べた
9月～10月	活動計画作成	居場所の内容を具体化
10月	居場所の視察	佐賀県の居場所の先進地視察
11月	模擬実施（2回）	模擬実施は送迎・体操等レク・食事
11月	安全運転者講習	運転ボランティア候補（ニーズ調査）に声をかけて開催
1月	カフェオープン（毎月6回）	居場所への送迎に加え、月2回は居場所からの外出支援を実施（総合事業の活用は無し）
2017年3月	カフェ開催日数増加（月12回へ）	考える会のメンバー増加中（37人）。「活動を通じ自分たちの意識がかわった」という声も。